

令和3年皆野町農業委員会第12回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年12月24日（金）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	欠席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について  
1件
- 議案第2号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について  
1件
- 議案第3号 皆野町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の一部改正について  
1件
- 報告第1号 農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について  
1件

8. 事務局 新井敏文、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長  
あいさつ

皆さんこんにちは。大体同じような話になってしまいますが、大分年も差し迫って参りました。ここに来て寒いなという日が出てきました。今度の日、月辺りが大分寒くなるというお話なので体調には十分に気をつけて仕事に励んでいただければと思います。

先程の話にもありましたが、本日が今年最後の定例総会ということです。中々通常の形に戻れないまままた1年が過ぎてしまうわけですが、本来ですと忘年会のシーズン、年が明ければ新年会のシーズンとかもあるわけですが、それもまた見送らざるを得ないような状況のままです。早く通常の生活に戻れるといいなと思います。

今日は皆さんに慎重にご審議いただきましてスムーズに進行出来ればと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長にお願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、13番、新井義虎委員の1名でございます。

次に議事録署名人に、

金沢区域担当、田中輝雄委員

日野沢区域担当、高橋清勝委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

金沢区域担当、田中輝雄委員

日野沢区域担当、高橋清勝委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に  
対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当  
田島委員

17日の日に事務局と黒澤委員の3人で現地確認に行つて参りましたので説明いたします。

案内図をご覧ください。〇〇〇入り口から〇〇〇に向かって100m  
くらい行きますと右側に〇〇〇と〇〇〇がありますが、その間を20  
mくらい上つていった右側が申請地になります。

周囲は住宅が建つておりまして隣接する農地に影響は全くないところ  
ですので、ご審議の程お願いいたします。以上です。

浅見会長

農業委員として、地区担当の4番、黒澤一雄委員も農地の状況確認  
に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

4番  
黒澤委員

今田島推進委員の発言のとおり、隣接農地もありませんし、この案  
件については問題ないと思います。

ただ、公図、配置図を見て貰うと道路寄附用地という部分が公図に  
書かれている部分が当該案件の中に2箇所あって、今まで皆野町でこ  
のようなことがあったのか些か疑問があったので事務局には質問を  
しました。色々な成り行きでもこのような申請は少なかったのではない  
かと思います。しかしながら農業委員会においてはこのことについて  
審議する必要はありませんので、ただ議事録にはこういうことを私  
が事務局に質問したということを記録として残しておいていただけ  
ればと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

事務局

今の話にあった道路について私から補足させていただきます。

公図を見ていただきますと、今回〇〇〇〇にマーカーが付いている  
かと思います。こちらが〇〇〇さんの地目が畑になっている場所にな  
りまして、色々と調べまして、ここには町道認定されている道路があ  
るんですが、分筆まではされていないような状態でした。いずれにし  
ろこちらに町道が、認定された町道があるんですが地目は畑で〇〇〇  
〇さんの土地になっていたりします。こちらの道路の部分につきまし  
ては今回来た案件に併せて建設課と良く協議いただきまして、そちら  
の手続き関係は済んでおります。ですので、道路の方は建設課に寄附  
いただくなり、買収するなりして解決する案件と、あとは一部今回の

申請地のところは町の方に寄附又は売却するような話も出ておりました、その辺についても建設課とこの案件を扱っている業者の方で調整がついておりますので報告させていただきます。

ですので、道路側につきましては建設課の方で対応していただいて、今後の手続きをしてもらう。今回の農地転用には問題ない形で手続きが進んでおりますので報告させていただきます。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。事務局の補足説明も併せまして何かありましたら承りたいと思います。

1 番  
横田委員

今回の申請に写真がなかったので現地はどのようなになっているか確認したかったのですが。

事務局

舗装はされていませんでしたが道路のようになっていました。

1 番  
横田委員  
事務局

全部ですか。

すみません、一部です。全体は畑で誰かしらの耕作している状態でした。

1 番  
横田委員  
事務局

この人は遠方に住んでいるから、耕作しているのは別の人ですよ。

そうですね。きちんと畑として耕作されていました。ですので、別のものとして利用されているものではありませんでした。

1 番  
横田委員

この業者さんは〇〇中心に22店舗ということで、倉庫を見つけていたんだと思いますけど、今までどこに倉庫があったんですか。それが手狭となったということですか。

事務局

私が聞いているのは〇〇の方に倉庫があって、ただそこを本来であれば年内に立ち退きを求められていたそうです。見つかっていなかったのもまだ置いてあるのですが、いずれにしろ移動しなければいけないということで土地を探していた。

申請のあった会社の会長さんが〇〇出身の人で秩父の業者とも付き合いがあったそうです。その経由で、そういった縁があって、秩父の業者と付き合いがあって今回の申請になったと聞いています。

1 番

秩父には店舗はないんですかね。

横田委員  
事務局

店舗一覧もいただいております、言われるように秩父には店舗はないですね。場所としては〇〇であったり、〇〇、〇〇、〇〇。あとは〇〇、〇〇、〇〇もあったり、〇〇、県内広くやっている業者になります。

1 番  
横田委員

私も少し調べてみたらこの業者さんは、こういった〇〇〇屋さん、〇〇〇とか以外にも〇〇〇とかもやっているようなので、ちょっと心配したんですけれども、実際倉庫、プレハブを建てるわけじゃないですか。こんな華奢なのを2つ建てて対応していくのかなというのは私の憶測ですけどね。何をやるんでも良いですが大きい土地を買ってやるんだらうと思いますが、余り理解でない申請だと思ったんですけど書類について、書類は揃っているんですが一応確認したいなと思って聞いてみました。

浅見会長

他に質疑はありますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。  
許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。  
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。  
議案第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について1件を議題といたします。  
番号1について審議いたします。  
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。  
議案書と判断資料として配布された資料No.1を参考に、農地利用最

適化推進委員、三沢区域担当の、扇原久栄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

三沢区域担当  
扇原委員

それでは説明をさせていただきます。去る17日の日に長島委員、私、事務局の3人で現地を調査して参りました。

そのことについて報告させていただきます。まず案内図をご覧ください。この現地でございますけれども〇〇〇を〇〇から〇〇方面へ舞う〇〇を入れて行って2kmくらい、場所としましては〇〇地区に〇〇〇の田んぼがありますけれども、〇〇〇を挟んだ合い向かいの土地と考えていただければと思います。

ここの土地につきまして調査いたしましたけれども下は山林にするにはきれいにしてありましたが、近所の方が手入れをしてきれいにしているようです。ただ写真資料NO.1で写っておりまして見ていただければ分かると思いますが、主は桑の木が大きくなったもの、その中にもう大変大きくなりました欒の木とか胡桃の木とかが入っております。

場所的には山林の形を呈していると思います。結構大きな機械を入れないと農地として回復させるのは結構な時間がかかる感じがしておりましたので一応山林というような形で私と長島委員で見てきたわけですが、皆さんにご協議いただきましてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で説明を終わります。

浅見会長

農業委員として、地区担当の6番、長島徳治委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

6番  
長島委員

ただ今の扇原委員の説明のとおりでございます。この時点で私から申し上げることはございません。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

10番  
門平委員

地主の〇〇〇〇さんという方がこの状態をずっと続けて行く考えなのかどうか。意向はどうかかなと、山林にしてそのままずっと続けるのですか。

浅見会長

事務局把握しておりますか。

事務局

現状が農地は離れてしまっているの、現状に即した地目に変更し

	たいとの流れできております。
10番 門平委員 事務局	やりようはないんですかね。  本人もかなりご高齢で、自分でまた一からは難しいような話は聞いております。
10番 門平委員	山林にした方が他人に売りやすいつてことですかね。 わかりました。
浅見会長	他に質疑はございますか
4番 黒澤委員	今、門平委員が言ったように、要するに山林として認められて場合、次の売買というのは簡単にできるような状況にはなるわけですよ。 そうすると籬を締めるようなものは農業委員会とか、農地法には無いんですか。その先どういう風に土地が転ぶか。
事務局	そこまではないですね。あくまで農地が山林化しているのであれば現況のように地目変更登記を促すことはありますけど。
4番 黒澤委員	ここは都市計画区域外だからどのようにも転がすことができますよね。
事務局	山林にすると農地法の適用は無くなるので、売買、所有権移転等はし易くなりますね。
4番 黒澤委員 事務局	でも現状では農業委員会では分からないわけですよ。  そこまでは追わないですね。
4番 黒澤委員 1番 横田委員	そうなりますよね。  これはご本人からの申し出ですか。そうでなくて農業委員会で調査に行った時に、これは山林化しているから地目変更した方が良いつて判断のどちらですか。
事務局長	皆野の〇〇〇〇というのがおありまして、一人の方が〇〇〇をやりたいということで来ております。その方がこの場所を気に入りまして、

是非この場所でやりたいということで、それで地権者の方と相談しまして、地権者の方は協力していただけるということになって。実際に〇〇〇ができるかというのはまだわかりませんが、この間地元の方にも説明して不透明なところがあるんですけども、そんな流れの中でここが山林化しているというところで、所有者の方もそういったことであれば協力をしたいので山林にして活用して貰えるのであればというところからの申請になります。

1 番  
横田委員  
事務局長

じゃあその先があるということですね。

一応〇〇〇をとということで、所有者の方も理解していただいて、申請をしていただいたという流れはございます。

1 番  
横田委員

その時点で農地転用の申請を出していただいて〇〇〇の申請というわけではなくて、あくまで山林化しているから山林で地目変更してしまっ、ここから手が離れるのでその後はそちらでという考えですかね。

事務局長

そうですね。他にも地権者がいますので、まずはここを拠点として、入口として、周りに農地もあったりしますので考えていくということで聞いております。

1 番  
横田委員  
浅見会長

わかりました。

他に質疑はございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、ただいま説明いただきました土地について、採決をいたします。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定いたしました。



なお、議案第2号の1件については、非農地と判断した申出者に「非農地通知書」を、関係機関に一覧表を送付することになります。

続きまして、議案第3号、皆野町空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の一部改正について1件を議題といたします。

事務局に議案の説明をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。  
本件の要綱を一部改正することにご異議ございませんか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。  
よって、一部改正することに決定いたしました。  
次に4の報告に移ります。  
報告第1号、農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について1件を議題といたします。  
番号1について事務局に説明をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員、皆野区域担当、田島武正委員、農業委員、7番、齊藤三恵子委員、何か補足することはございますか。

皆野区域担当

なし

田島委員

7番

ありません

齊藤委員

浅見会長

この件について何か質疑がございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

以上で審議いただき議案はすべて終了となります。ありがとうございます

いました。